

D 職場スポーツ施設調査実施要領

1 調査目的

体育・スポーツの振興に資するため、我が国における体育・スポーツ施設の設置者（学校、公共、職場等）別現在数や施設の開放状況等を明らかにし、今後の体育・スポーツ施設の整備計画策定等スポーツ振興施策の企画・立案に必要な基礎データを得ようとするものであります。

2 調査対象

(1)職場の定義

ここでいう職場とは、事業を行う場所のことであって、企業や営業のいかんを問わず、ある事業が行われる一定の場所をいいます。したがって、本社、支社、営業所などのように、同一の企業や営業下にあっても、それぞれ 1 つの職場とします。ただし、従業員が 200 人以上の職場を対象とします。（官公庁を含みます。）

(2)職場スポーツ施設の定義

ここでいう職場スポーツ施設とは、上記の職場において従業員の福利厚生を目的として設置されたスポーツ施設をいいます。

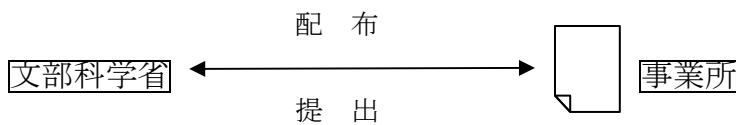
3 調査の内容

別紙 [D 職場スポーツ施設調査票] 参照

4 調査期日

平成 20 年 10 月 1 日現在

5 調査の系統と方法



（※調査票の配布・回収は文科省が委託する民間機関が行う）

提出期限：平成 21 年 1 月 9 日

- (1) 調査票は文部科学省から従業員 200 人以上のすべての職場に配布します。
- (2) 調査票は記入上のお願いを参照の上記入願います。
- (3) 記入の終わった調査票は平成 21 年 1 月 9 日までに、同封の封筒で文部科学省スポーツ・青少年局生涯スポーツ課に提出願います。

※提出の書類は（D 職場スポーツ施設調査票）1 枚となります。

D 職場スポーツ施設調査票記入上のお願い

1 職場の定義

ここでいう職場とは、事業を行う場所のことであって、企業や営業のいかんを問わず、ある事業の内容が行われる一定の場所をいいます。したがって、支社、支店、営業所などのように同一の企業や営業下にあっても、それぞれ1つの職場として取り扱います。(官公庁を含みます。)

2 職場スポーツ施設の定義

職場スポーツ施設とは、従業者 200 人以上の職場が有する、従業者の福利厚生を目的として設置されたスポーツ施設をいいます。

3 I 基礎的事項欄の記入

- (1) 項目 6 の記入者の欄には、この調査票の記入者の氏名と所属課名・電話番号を記入してください。
- (2) 項目 7 の従業者の規模については、該当記号を○で囲みます。

4 施設種別と内容の説明

- (1) 施設種別の内容については、【施設種別の定義】を参照してください。
- (2) 「その他」の欄には【施設種別の定義】にある施設種別番号を記入します。
- (3) 総合スポーツ施設、総合体育館などのように、複数種目の施設が集合しているものについては、個々の施設に分けて、それぞれの欄に記入します。
- (4) 【施設種別の定義】にある施設でも、その規模が最低基準に達しない施設は記入する必要はありません。
- (5) 算用数字 (1、2、3) を記入し、該当のない欄は空欄となります。

5 II 施設の状況欄の記入

施設種別番号の 14, 15, 16, 17 については、箇所数のほか () 内にコート面数を記入します。

☆よくあるお問い合わせ（調査票D）

○前回の調査について

Q：体育・スポーツ施設現況調査は、今回初めての調査でしょうか。

A：体育・スポーツ施設現況調査は6年に1度実施しており、前回は平成14年実施しております。

○調査票が送られた経緯は？

Q：なぜ当社に調査票が送られてきたのでしょうか？

A：平成18年10月1日付けで総務省が実施した事業所・企業統計調査で、ご返信いただいた調査で従業員数が200人以上とご回答頂いた事業所すべてに送付させていただきます。

※（本調査の回答では、平成20年10月1日現在の従業員数をお答え下さい）

○従業員数について

Q：従業員数とは派遣労働者やパート従業員を含みますか。

A：従業員数は平成18年の事業所・企業統計調査でご回答頂いた人数を参考にしてください。

○従業員数が200人以下の場合

Q：従業員数が200人に満たない場合は返信の必要がありますか。

A：I 基礎的事項1～6までお書きいただき、7については余白に従業員数200人以下と分かるようにお書きいただきご返信下さい。

○スポーツ施設がない場合

Q：スポーツ施設がない場合は返信の必要がありますか。

A：I 基礎的事項をお書き頂き、II スポーツ施設の現況は空欄でご返信下さい。

○調査票の書き方について

Q：調査票に施設の規模を書く欄がありませんが、どの様に書けばいいのでしょうか？

A：規模ではなく施設数をお書き下さい。

○返信用の封筒をなくした場合

Q：返信用の封筒をなくしたが、どうすればいいですか？

A：申し訳ありませんが、御社の封筒でご返信下さい。

○公表について

Q：公表方法はどのようになるのでしょうか？

A：文科省のホームページ（http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/001/index45.htm）及び報告書（都道府県教委を国立大学法人を中心に配布）で公表されます。

Q：報告書に会社名がでますか？

A：一切出ることはありません。統計数字のみになります。

総務省承認
No.27456
平成21年3月31日まで

体育・スポーツ施設現況調査
D 職場スポーツ施設調査票

1. 都道府県番号	2. 市区町村番号
文部科学省で記入	文部科学省で記入
3. 都道府県名	4. 市区町村名

I 基礎的事項

5 職場(事業所名)					
6 記入者名				課 (TEL)	
※7 従業者規模(人)	ア 200~299	イ 300~399	ウ 400~499	エ 500~999	オ 1000以上

※該当記号を○で囲んでください。

II スポーツ施設の現況

※算用数字(1, 2, 3)で記入し、該当する施設がない場合は空欄となります。

種類 番号	項目 施設種別	1	2	3
		箇所数	夜間照明のある施設数	地域に開放している施設数
1	陸上競技場			
2	野球場・ソフトボール場			
3	球技場			
4	多目的運動広場			
5	水泳プール(屋内)			
6	水泳プール(屋外)			
9	体育館			
10	柔道場			
11	剣道場			
12	柔剣道場(武道場)			
14	バレーボール場(屋外)	(面)		
15	庭球場(屋外)	(面)		
16	庭球場(屋内)	(面)		
17	バスケットボール場(屋外)	(面)		
20	卓球場			
28	山の家・林間学校			
29	トレーニング場			
35	ゴルフ練習場			
38	ゲートボール・クローケー場			
その他	()			
	()			
	()			
	()			
	()			